

保育士修学資金の貸付を 受けられる方の手引き



岐阜県「社協キャラクター」
ともにん

社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会

岐阜県福祉人材総合支援センター

令和元年12月 改訂版

目 次

保育士修学資金貸付事業の概要	1
保育士修学資金貸付の流れ	2
各種手続きについて	3
提出書類一覧	8
別表 従事先施設等	1 2
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付事業実施要綱	1 4
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程	1 8
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程施行細則	2 1
様式集	2 5
Q & A	5 5

《保育士修学資金貸付事業の概要》

1 対象者・貸付額

岐阜県内の保育士を養成する学校（以下「養成施設」という。）に在学している方、又は岐阜県外の養成施設に在学しており原則として岐阜県に住民票を有する方に、修学資金月額5万円以内、総額120万円以内の必要な額を無利子でお貸しします。さらに、必要に応じて入学準備金20万円以内（1年生のみ）及び就職準備金20万円以内をお貸しします。貸付期間は原則2年間ですが、修学期間が2年間を超える場合には、2年間に相当する金額の範囲内で正規の修学期間を月額換算した額とすることもできます。

(例) 修学期間が2年の場合：120万円÷24ヶ月＝月額5万円以内
修学期間が3年の場合：120万円÷36ヶ月＝月額3万3千円以内
修学期間が4年の場合：120万円÷48ヶ月＝月額2万5千円以内

ただし、申込には養成施設の長の推薦が必要です。交付は年2回（1年目：7月及び10月、2年目以降：4月及び10月）になります。

※1 生活保護受給世帯の場合は、別途生活費加算が可能です。（ただし条件有り）

※2 交付月は、事情により前後する場合があります。

なお、他都道府県が実施する保育士修学資金又は他機関や他団体から保育士修学に関する同種の資金を借り受ける場合、貸付けの対象となりません。

保育士修学資金に関する同種の資金を借り受けている場合

(例) 生活福祉資金における教育支援資金や母子福祉資金における修学資金を借り受けている場合

職業訓練や教育訓練給付制度（雇用保険法）を利用して保育士資格を取得する場合

2 返還猶予

養成施設卒業後1年以内に岐阜県内の従事先施設等（12ページ「別表 従事先施設等」参照。）において保育士業務に従事している時や災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められる時は返還猶予となります。

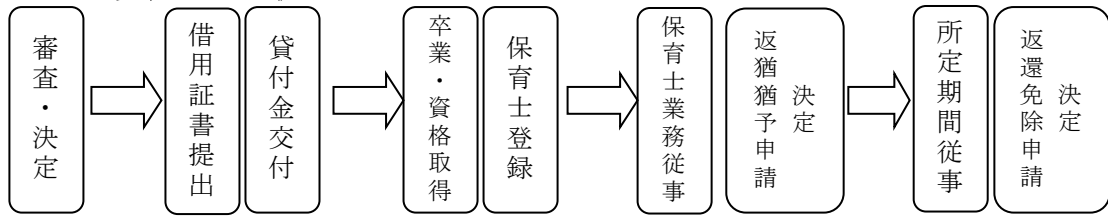
3 返還免除

卒業後1年以内に保育士として登録し、5年間（ただし、過疎地域で従事した場合、又は中高年離職者の場合は3年間）岐阜県内の従事先施設等において保育士業務に従事すると全額返還免除になります。

4 返還

保育士資格を取得しなかった、又は保育士業務に従事しなかった場合等は、原則4年以内に月賦、又は半年賦の均等払方式等により返還していただきます。（一括、又は繰上返還も可能です。）返還期間内に返還されない場合は、延滞日数に応じ、年5%の延滞利子を徴収します。

《 申込から返還免除までの流れ 》



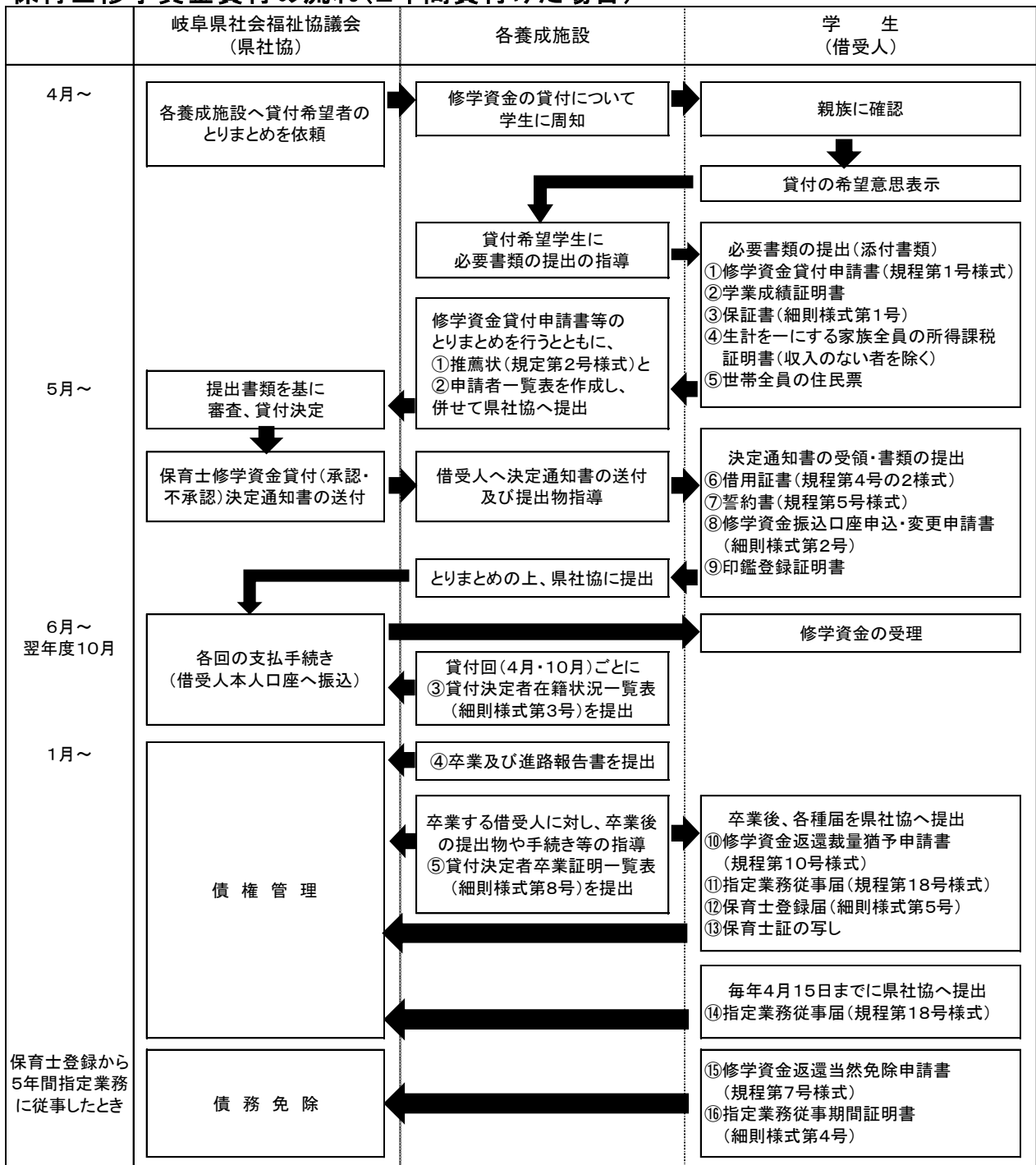
県社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。

返還猶予事由、返還免除事由に該当する場合には、速やかに手続きを行ってください。

養成施設を退学した、所定期間を満たさずに保育士業務を辞めた等の場合には返還となります。

返 還

保育士修学資金貸付の流れ(2年間貸付けた場合)



《各種手続きについて》

1 申請するとき

(1) 申請者が準備するもの

保育士修学資金の貸付を受けようとする方は、養成施設の指定した日までに次の書類を準備し、養成施設へ提出してください。

①「修学資金貸付申請書」(規程第1号様式)

②「学業成績証明書」

※1 在学する養成施設のものを添付すること。

※2 1年生の場合は出身高校のものを添付すること。

③「保証書」(細則様式第1号)

※1 修学資金の貸付を受けようとする者が未成年者である場合、連帯保証人は、法定代理人(親権者)とすること。

※2 連帯保証人は、原則として岐阜県内に住所を有し、かつ、独立の生計を営む者とすること。

④世帯の所得等に関する証明書類

生計を一にする家族の全員(収入のない者を除く。)の所得課税証明書(市町村長の発行するもの)

⑤申請者世帯全員および、連帯保証人の住民票

※1 借受人が未成年者である場合は法定代理人との続柄が載っているもの。

※2 マイナンバー記載のないもの。

(2) 養成施設が準備するもの

養成施設は下記の書類を準備し、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)へ提出してください。

①養成施設の長の推薦状(規程第2号様式)

②申請者一覧表

2 貸付決定を受けたとき

県社協は、養成施設の長からの推薦により提出された申請書類について、保育士修学資金貸付審査会に諮り審査し、貸付決定を行います。

貸付決定した修学生には、養成施設を通じて、貸付番号、貸付決定額、貸付期間、返還期間等を記載した貸付決定通知書を送付いたしますので、下記の書類を養成施設へ提出してください。

- ①借用証書（規程第4号の2様式）
- ②誓約書（規程第5号様式）
- ③修学資金振込口座申込・変更申請書（細則様式第2号）
振込口座の通帳の写しを添付
- ④印鑑登録証明書（申請時に提出した場合は不要）

※1 貸付決定通知書は返還免除が決定するまで、又は返還が完了するまで大切に保管してください。

※2 借用証書には収入印紙を貼付し、申請者と連帯保証人それぞれ割り印を押して提出してください。借用証書に貼付する収入印紙の金額は、印紙税法別表第1の「消費貸借に関する契約書」の規定により以下のとおりとなります。

貸付合計額	収入印紙金額
10万円以下	200円
10万円を超え50万円以下	400円
50万円を超え100万円以下	1000円
100万円を超え500万円以下	2000円

修学資金は、下表のとおり年2回に分けて、借受人の銀行口座に直接振り込まれます。（交付月は事情により前後する場合があります。）

1年目

貸付金	交付予定月
4月から9月（入学準備金を含む）	7月
10月から3月	10月

2年目以降

貸付金	交付予定月
4月から9月	4月
10月から3月（就職準備金を含む）	10月

3 卒業するとき

卒業後、下記に該当する方は返還を猶予することができますので、必要書類を提出してください。

保育士業務に従事しない場合は返還となりますので、「修学資金返還明細書」（規程第6号様式）を県社協へ提出してください。

(1) 卒業後、岐阜県内の従事先施設等で保育士業務に従事する場合

① 修学資金返還裁量猶予申請書（規程第10号様式）

② 指定業務従事届（規程第18号様式）

※返還猶予決定後返還免除を受けるまでは、毎年4月15日までに提出してください。

③ 保育士登録届

※4月上旬に保育士登録済通知書が保育士登録事務処理センターより届きますので、写し（コピー）を添付してください。

※6月頃保育士証が届きますので、届き次第保育士証の写し（コピー）を提出してください。

(2) 卒業後、大学等（養成施設を除く）に在学している場合、又は災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合など

① 修学資金返還裁量猶予申請書（規程第10号様式）

※事実を証明する書類を添付してください。

4 貸付決定後、変更がある場合等に提出しなければならないもの

(1) 休学・復学・転学・退学したとき（退学の場合は返還となります。）

①保育士養成施設休学・復学・転学・退学届（規程第13号様式）

②返還明細書（規程第6号様式）（退学の場合）

（留意事項）

- ・転学したときは、修学資金の返還が猶予できますので、転学先の在学証明を添付し、「返還裁量猶予申請書」（規程第10号様式）を合わせて提出してください。
- ・退学したときは、修学資金の返還となりますので、「返還明細書」（規程第6号様式）を併せて提出してください。

(2) 留年したとき（貸付を休止します。）

①保育士養成施設留年届（規程第15号様式）

(3) 停学・退学の処分を受けたとき（退学の場合は返還となります。）

①保育士養成施設停学・退学届（規程第14号様式）

②返還明細書（規程第6号様式）（退学の場合）

(4) 借受を辞退するとき

①辞退届（規程第16号様式）

- ・辞退後も引き続き養成施設に在学している場合は、返還猶予できますので「返還当然猶予申請書」（規程第9号様式）を合わせて提出してください。養成施設卒業時に返還の手続きが必要です。
- ・すぐに返還される場合は「返還明細書」（規程第6号様式）を合わせて提出してください。

(5) 住所又は氏名を変更したとき

①保育士修学資金 住所氏名変更届（規程第11号様式）

住民票等変更事項を証明する書類を添付してください。

(6) 連帯保証人の氏名、住所等に変更があったとき

①連帯保証人届出事項変更届（規程第12号様式）

住民票等変更事項を証明する書類を添付してください。

(7) 連帯保証人死亡等により保証人を変更するとき

①保証書（細則様式第1号）

連帯保証人の住民票と印鑑登録証明書と、所得課税等に関する各種証明書を添付してください。

(8) 借受人が死亡したとき

①借受人死亡届（規程第17号様式）

死亡の届出義務者は事実を証明する書面を添付し、指定業務上の理由であれば「返還当然免除申請書」（規程第7号様式）、指定業務外上の理由又は在学中であれば「返還裁量免除申請書」（規程第8号様式）を合わせて提出してください。

(9) 修学資金振込口座を変更するとき

①振込口座申込・変更申請書（細則様式第2号）

記載内容が確認できる通帳の写し等を添付してください。

5 返還免除の申請をするとき

(1) 当然免除

借受人は、次の理由に該当するときは返還債務の免除を申請することができます。

①卒業後1年以内に保育士として登録し、岐阜県内の従事先施設等（国立児童自立支援施設等においては全国区域）又は被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県）で指定業務に5年間（過疎地域で従事した場合、又は中高年離職者の場合は3年間）従事したとき

- ・修学資金返還当然免除申請書（規程第7号様式）
- ・指定業務従事期間証明書（細則様式第4号）

※1 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない理由により業務に従事できなかった場合は、引き続き業務に従事しているものとみなすことができます。（ただし、業務従事期間には含まれません。）

※2 従事する事業所の人事異動等により、本人の意思によらず、県外の事業所で従事した期間は、業務従事期間に含まれます。

②①に規定する業務に従事する期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき

- ・修学資金返還当然免除申請書（規程第7号様式）
- ・死亡診断書の写しを添付した「借受人死亡届」（規程第17号様式）、又は医師の診断書等事実を確認できる書類を県社協へ提出してください。

(2) 裁量免除

借受人は、次の理由に該当するときは以下の範囲内で返還債務の免除を申請することができます。

①死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

⇒返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部または一部

- ・修学資金返還裁量免除申請書（規程第8号様式）
- （事実を証する書類を添付）

②長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

⇒返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部または一部

- ・修学資金返還裁量免除申請書（規程第8号様式）
- （事実を証する書類を添付）

③岐阜県内において2年以上5年未満、従事先施設等で指定業務に従事したとき

⇒返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の一部

- ・修学資金返還裁量免除申請書（規程第8号様式）
- ・指定業務従事期間証明書（細則様式第4号）

※ただし、本人の責による事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職された場合は適用できません。